

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年10月2日から令和5年11月10日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部 子育て支援課・家庭児童支援課・白ばら園・平坂幼稚園・保育園6園
(寺津・巨海・一色・一色西部・横須賀・東幡豆)

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和5年11月10日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子育て支援課

ア 契約事務について、分割発注しているものがあった。

【契約規則第28条第2項】

イ 児童手当の支給に係る事務について、下記のとおり不備があった。

(ア) 過年度支出に係る返還について、現年度の支給額で相殺しているものがあった。

【地方自治法施行令第160条】

(イ) 調定されていないものがあった。

【予算決算会計規則第26条】

ウ 児童クラブに係る備品について、備品登録されていないものが散見された。

【財産管理規則第29条】

エ 令和４年度に係る収入未済について、令和５年４月１日及び同年６月１日付けの調定額の合計が一致しないものがあった。

【予算決算会計規則第２６条】

オ 会計年度任用職員に係る給与の支給について、下記のとおり不備があった。

（ア）時間外勤務手当及び通勤手当が、過払い・未払いとなっているものが散見された。

【労働基準法第２４条】

（イ）連続して８時間以上勤務しているものがあった。

【労働基準法第３４条】

（２）家庭児童支援課

ア 契約事務について、予定価格書が作成されていないものが散見された。

【契約規則第１３条】

イ 文書取扱事務について、決裁区分に誤りがあった。

【決裁規程別表第２】

（３）白ばら園

適正に処理されていると認められた。

（４）幼稚園・保育園

ア 契約事務について、分割発注しているものがあった。

【契約規則第２８条第２項】

イ 文書取扱事務について、下記のとおり不備があった。

（ア）起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第１８条】

（イ）登録した決定印を使用していないものがあった。

【決定印登録規定第３条】

ウ 公印及び寄贈品について、備品登録されていないものがあった。

【財産管理規則第２９条】